

福岡県公報

平成二十六年九月十九日
第三千六百三十号
増刊 ①

目次

規則 (第四十三号・四十四号)

○福岡県いじめによる重大事態再調査委員会規則 (私学振興課) ……………一

○福岡県証明手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) ……………二

告示 (第八百十三号)

○福岡県における主要農作物の奨励品種の一部改正 (水田農業振興課) ……………二

正誤

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 (昭和三十九年福岡県条例第六十八号) 中正誤 ……………三

規則

福岡県いじめによる重大事態再調査委員会規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年九月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十三号

福岡県いじめによる重大事態再調査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県いじめによる重大事態再調査委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織、委員その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものと

する。

- 一 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定による調査の必要性に関する事項
- 二 法第二十八条第一項の規定による調査の結果に関する事項

(組織)

第三条 委員会は、五人以内の委員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第四条 委員は、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他第二条に規定する調査審議を行うために必要な学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないとき、又は委員としてふさわしくない非行があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

4 委員は、再任されることができる。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員(第四項の規定により除斥される委員を除く。次項において同じ。)及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

(臨時委員)

第六条 前条第四項の規定により除斥される委員がいるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他第二条に規定する調査審議を行うために必要な学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 臨時委員は、委嘱を受けた事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(専門調査員)

第七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、委員会に専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、当該専門の事項について学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(秘密を守る義務)

第八条 委員、臨時委員及び専門調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、総務部私学学事振興局私学振興課において処理する。(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県証明手数料条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年九月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十四号

福岡県証明手数料条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県証明手数料条例施行規則（昭和四十四年福岡県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第八百十三号

福岡県における主要農作物の奨励品種（平成元年十月福岡県告示第七百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

福岡県知事 小川 洋

三の表中

ほうしゅん しゅんれい	ほうしゅん しゅんれい
ニシノホシ はるしづく	ニシノホシ はるしづく

を

ほうしゅん しゅんれい	はるみやび
ニシノホシ はるしづく	はるか二条

に改める。

昭和39 ・ 7 ・ 11		発 行 年 月 日	
5585		公 報 番 号	
条 例		種 類	
68		同 上 番 号	
9	8	ペー ジ	
○	○	上	欄
		下	
後ろか ら2	9	行	
追 加	追 加	備 考	
遊泳者等	(シヨバヤ行為)の禁止	正	
遊泳者	(シヨバヤ行為)禁止	誤	

正
誤